

安城市認定地域クラブ活動（地域移行部活動）指導ガイドライン

1 本ガイドライン策定の趣旨

○本ガイドラインは、少子化が進む中、将来にわたり、中学生がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することを目指し、中学生にとって望ましいスポーツ・文化的活動の環境を構築するという観点に立ち、地域、種目等に応じた最適な形で実施されることを目指して、安城市教育委員会が策定するものである。

○中学生の自主的で多様な学びの場であった学校部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出することを目指すものである。

○「地域の子どもは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、中学生の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備により、地域の実情に応じスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することを目指すものである。

2 団体の定義

(1) 認定地域クラブ（地域移行部活動）

本ガイドラインを遵守し、安城市立小学校及び中学校の施設開放実施要綱に規定する優先利用団体として登録され、安城市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき、認定された団体を安城市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）と定義する。認定地域クラブは、愛知県中小学校体育連盟のいう地域移行部活動と同等のものとする。なお、優先利用団体の登録については、次に掲げる要件を満たし、学校施設開放優先利用団体登録申請書及び学校開放優先利用団体登録者名簿を教育委員会に提出して行うものとする。

○要件1

その構成員に安城市立学校設置条例第2条に規定する中学校に在籍する生徒を5人以上有すること。

○要件2

優先利用団体として登録されていることについて、市の公式ウェブサイトで公開されることに同意すること。

○要件3

中小学校体育連盟及び市内競技協会・団体から大会役員及び審判員の要請があった場合、協力すること。

○要件4

営利団体ではないこと。

(2) 地域クラブ

中学生が所属し、本ガイドラインを遵守せず、前述した安城市立小学校及び中学校の施設開放実施要綱に規定する優先利用団体として登録された団体を地域クラブと定義する。

(3) クラブチーム

中学生が所属し、前述した安城市立小学校及び中学校の施設開放実施要綱に規定する優先利用団体としては登録しない団体をクラブチームと定義する。

3 認定地域クラブの構成員

(1) 参加者

認定地域クラブにおいて、教員、保護者、地域の住民等が指導を行い、選抜を行わず、参加を希望する幅広い地域の中学生や小学生を募集することとする。ただし、やむを得ない事情により、定員を定めることは可能。なお、平日に行う学校運動部活動と同じ教員が認定地域クラブの活動において指導する場合、同校生徒に限り募集する団体は、認定地域クラブとは認めない。

(2) 指導者

中学生の特性・発達段階の理解、及び暴力、暴言、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等が不適切行為であることを理解し、適切な言動に必要な資質・能力を備えた者を指導者とする。且つ、以下のいずれにも該当しない者であること。

①拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

②暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会で非難されるべき関係等を有している者

③過去に、暴力・暴言・ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

4 活動時間及び休養日

(1) 活動時間

- ・週あたり11時間程度
- ・学期中の平日は長くとも2時間程度とする。
- ・授業の行われない休業日（祝日及び長期休業中を含む）休日は原則3時間程度（準備・片付けを除く）とする。大会等のため、3時間程度を超える場合は、他の日に休業日を設けるなど、活動時間が大幅に増えないようにする。

(2) 休養日

- ・週2日以上 of 休養日を設ける。

5 活動計画の作成

認定地域クラブは、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）及び毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、安城市教育委員会へ提出する。提出がされない場合は、認定地域クラブの登録を取り消す場合がある。提出された活動計画は、市公式ウェブサイトで公表する。

6 事故防止と安全管理

認定地域クラブの代表者及び指導者は、活動の実施に当たり、中学生が常に安全に活動できるよう、安全指導体制を徹底する。また、指導者や参加する生徒等は、自身のケガ等を補償する保険や個人賠償責任保険に必ず加入すること。

<事故防止と緊急時の対応>

- ・中学生の生命や身体の安全確保のため、日頃から負傷事故防止に努め、緊急対応が迅速にできるよう心がける。
- ・事故が発生した場合は、中学生の安全を最優先するとともに、事故の事実関係を正しく把握する。また、速やかに認定地域クラブ代表者に第一報を入れ、必要な場合は、躊躇なく救急車を要請する。
- ・事故発生後は、事後処置を認定地域クラブ代表者に報告し、再発防止に努める。
- ・活動時（活動場所への移動を含む）に、生徒が自転車で移動する場合は、ヘルメット着用の指導など、交通安全に細心の注意を払うよう指導する。
- ・保護者への連絡にあたり、迅速・適切・誠実な対応を徹底する。

<生徒の体調管理について>

- ・活動前後には、中学生の健康状態を把握し、指導中から指導後まで健康管理、安全管理に徹する。
- ・熱中症等の対策として、高温や多湿時にはWBGT値（暑さ指数）に留意し、中学生の体調管理に努め、十分な水分補給や休憩時間を確保する。
- ・中学生が活動中に気分が悪くなったときには、必ず申し出るよう日頃から徹底する。

<安全管理について>

- ・AED、担架、救急箱の設置場所等を把握するとともに、緊急時の救急体制や連絡体制についても計画する。
- ・活動場所の施設設備等については、常にその安全状態を把握するとともに、必要に応じて安全点検を実施し、事故防止に努める。
- ・急激な天候の変化（雷、大雨等）の際には、活動を停止し安全な場所に避難させる等、迅速な対応をする。特に雷鳴時はすぐに避難し、雷鳴が聞こえなくなっても20分程度は落雷の危険があることに留意する。

7 体罰等の根絶

- ・活動の指導における体罰や暴言、セクシャルハラスメント等は中学生の人権を著しく侵害する行為である。指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒の手段として体罰を行うことは禁止されており、暴行罪や傷害罪などの犯罪行為であることを指導者一人一人が認識する。また、体罰は直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒にも、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになることを認識する。
- ・認定地域クラブ代表者及び指導者は、活動の指導において、体罰を厳しい指導として正当化することは誤りであり、許されないものであるとの認識をもち、これを行わないための取組を行う。体罰が起こりうる要因には、指導者が勝利至上主義に陥り、厳しい指導と称して行ってしまうことも大きな要因であるため、日頃から指導者同士で指導内容や指導法について声を掛け合い、不当な指導を抑止し合うことも大切である。
- ・保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、認定地域クラブ代表者や指導者から保護者や中学生に積極的に説明して共通理解を図ることが大切である。

8 指導者講習会の受講

認定地域クラブの代表者及び指導者は各年度に1回、安城市教育委員会が主催する指導者講習会を受講するものとする。ただし、以下にあげる団体が主催する指導者講習会に参加及び指導者資格を取得した場合は参加した年度のみ免除する。

- ①安城市公認スポーツ指導者（安城市スポーツ協会）
- ②日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（種類は問わない）
- ③その他、安城市教育委員会が実施する講習会と同等以上の講習内容である指導者資格取得者、講習会参加者

9 認定の取り消し

- ・ガイドラインを逸脱し、再三の指導にも従わない場合は、認定地域クラブの認定を取り消す。

10 その他

- (1) 本ガイドラインは認定地域クラブを対象としており、平日の学校運動部活動については、「安城市中学校運動部活動指導ガイドライン」を遵守することとする。
- (2) 本ガイドラインを遵守することにより、令和9年度以降の中（小）学校体育連盟の大会（支所予選等）への参加資格を有する。ただし、中小体連の大会への参加は安城市在住の中学生に限る。市内在住で市外の中学校に通っている生徒で、所属する学校が中小学校体育連盟に加盟しており、且つ部活動に所属している場合は、所属する学校から大会に参加すること。
- (3) 前述したクラブチームであっても、一部競技については愛知県教育委員会が作成する部活動ガイドラインを守ることで、愛知県中小学校体育連盟及び西三河中小学校体育連盟が主催する大会への参加資格を有する場合がある。詳細は各連盟に問い合わせをすること。
- (4) 上記（1）に示した団体に所属せず、個人で認定地域クラブとして西三河中小学校体育連盟が主催する大会に出場を希望する場合については、個別に安城市教育委員会に問い合わせをすること。
- (5) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費とする。
月額1000～3000円程度とする。ただし、実施回数、実施体制、競技

種目等の特性などの実態を踏まえ、月額数百円程度や4000円程度も可とする。無償でも構わないが、持続可能な活動となるようにする。

- (6) 参加費を徴収して認定地域クラブを運営する場合、規約等を作成し・公表、公正かつ適切な会計を関係者に情報の開示を行うこと。
- (7) 認定地域クラブの認定については1年とする。更新する場合は、改めて申請手続きを行う。
- (8) 生徒の所属チームの移籍については、各競技協会及び連盟等の規定を第1優先として、競技協会及び連盟等に規定がない場合は、申請書類の提出日から原則1年移籍を不可とする。ただし、特別な事情と判断される場合は、その限りではない。勝利を目的とした移籍は認められない。

付 則 本ガイドラインは、令和7年8月18日より施行する。

付 記 (令和8年4月1日 改訂)